資料２

ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組について

１　法的根拠

ギャンブル等依存症対策基本法第 10 条により、期間及び普及啓発を行うことが定められている。

２　期間

毎年５月１４日から５月２０日

３　前年度のギャンブル等依存症啓発週間の取組内容

・ポケットティッシュの配布

４　新型コロナウイルス感染症に関する現状

・国内７都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）に対して、**「緊急事態宣言」**が発出された。（期間は**４月７日～５月６日まで**）

・北海道においても依然として流行は終息に向かっていない中、「緊急事態宣言」の期間は、これまで取り組んできたことを改めて確認し、徹底していく**「集中対策期間」**としている。

５　今年度のギャンブル等依存症啓発週間の取組（案）

・啓発週間は「緊急事態宣言」の終了予定から１週間後となっているが、延長されず「緊急事態宣言」が解除になった場合においても、**新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要がある**と考えられることから、**「３密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることはもとより、人と人との接触等を避ける取組**とする必要がある。

・このことを踏まえ、ギャンブル等依存症啓発週間の取組は次のとおりとしたい。

（取組内容）
○道作成のリーフレット（資料３）を各関係機関等に配布。
○国作成のポスター等を配布

（想定配布先）	配布理由
精神保健福祉センター（道、札幌）	計画で定める相談拠点のため。
道内各保健所	
道内各市町村	各道民への周知を図るため。
各ギャンブル等依存症対策推進会議構成機関	各分野において、周知を図るため。
地域包括支援センター	高齢者向けに周知を図るため。
小中高	未成年者へ周知を図るため。
大学	